

伝統的工芸品指定小委員会  
議事の取扱いについて

産業構造審議会商務流通情報分科会第1回伝統的工芸品指定小委員会の議事の取扱いについては、以下によるものとする。

1. 本小委員会は、原則として非公開とする。
2. 配布資料は、原則として非公開とする。
3. 議事録は、原則として非公開とする。
4. 委員・オブザーバーの氏名は、原則として公開する。
5. 議事要旨（個人名、企業名は明記しない簡易なもの）は、原則として会議翌日までに作成し、公開する。その内容については、委員長に一任するものとする。

以上